

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第118号

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織)

第1条 京都市立病院(以下「病院」という。)に次の局,科,センター及び課を置く。

事務局

管理課

医事課

診療科

臨床検査科

栄養科

薬剤科

放射線技術科

看護科

健診センター

第2条第1項を次のように改める。

病院に次の職員を置く。

院長

副院長

事務局長

統括部長

部長 3人

技師長 2人

総看護師長

課長 2人

看護師長 若干人

その他の職員 若干人

第2条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「診療科」の右に「に副部長」を加え、同項の次に次の1項を加える。

7 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第6項中「課長補佐」の右に「、副部長」を加える。

第4条第5項中「診療科部長があらかじめ定める職員又は部長補佐」を「副部長（副部長が置かれていないときは、診療科部長があらかじめ定める職員）」に改める。

第5条管理課の項中「管理課」を「管理課」に改め、同項第4号中「、売店」を「及び売店」に改め、同項第5号中「、管理」を「及び管理」に改め、同条医事課の項中「医事課」を「医事課」に改め、同条診療科の項中「診療科」を「診療科」に改め、同条栄養科の項中「栄養科」を「栄養科」に改め、同条薬剤科の項中「薬剤科」を「薬剤科」に改め、同条看護科の項中「看護科」を「看護科」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)